

追加接種（4回目接種）を開始します

にかほ市では、追加接種（4回目接種）の接種体制を準備中です。7月24日より、介護施設の入所者を対象とした巡回接種から開始し、スマイルを会場とする集団接種は、8月1日以降を予定しています。

■追加接種（4回目接種）の対象者について

4回目接種の対象は、3回目接種から5か月以上経過した(1)～(3)に該当する方です。

- (1) 60歳以上の方（申請は不要です。にかほ市から随時接種券が発送されます）
- (2) 18歳～59歳で、基礎疾患を有する方（申請が必要です）
- (3) その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方（申請が必要です）

4回目接種を希望する、(2)と(3)に該当する方は、申請が必要になります。**申請方法は裏面をご参照ください。**

4回目接種券の送付予定時期（※60歳以上の方が対象）	予約受付	接種開始時期
令和4年1月末までに3回目接種を終えた60歳以上の方 → 送付済み	7月18日から ※予約の詳細は、7月1日発行の広報折込チラシにてご案内する予定です。	8月1日から
令和4年3月末までに3回目接種を終えた60歳以上の方 → 令和4年7月上旬に発送		
令和4年4月末までに3回目接種を終えた60歳以上の方 → 令和4年8月上旬に発送	8月上旬	9月上旬
令和4年5月末までに3回目接種を終えた60歳以上の方 →	－ 日程調整中 － 現在、国が定めている新型コロナワクチン接種の実施期間は令和4年9月30日までとなっています。10月以降のワクチン接種につきましては、国の実施方針が示されましたら、広報及び市HPによりお知らせしてまいります。	
令和4年6月末までに3回目接種を終えた60歳以上の方 →		

※ 上記日程は、6月9日時点での予定です。今後、日程等の変更があった場合は、広報及び市HPでお知らせいたします。

■追加接種（4回目接種）で使用するワクチン

1回目～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチン（12歳以上用）及び武田／モデルナ社ワクチンを使用します。

- ✓ ファイザー社のワクチン（12歳以上用）：3回目接種と同量を接種します。
- ✓ 武田／モデルナ社のワクチン：3回目接種と同量（初回接種の半量）を接種します。

■接種を受ける場所は・・・

原則として、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けていただきますが、下記のとおり、住所地以外でワクチン接種を受けられる場合もあります。

【住所地以外でワクチン接種を受ける場合はお手続きが必要です ※(1)～(6)の方については、住所地外接種の手続きは不要です】

- (1) 入院・入所中の医療機関や施設でワクチン接種を受ける方
- (2) 通所による介護サービス事業所等の利用者で、その事業所等で行われるワクチン接種を受ける方
- (3) 基礎疾患で治療中の医療機関でワクチン接種を受ける方
- (4) 副反応のリスクが高いなどの為、医師の判断により、体制の整った医療機関での接種が必要な方
- (5) にかほ市以外の医療機関からの往診により、在宅でワクチン接種を受ける方
- (6) 都道府県等の設置する大規模接種会場等で接種を受ける方（会場毎の対象地域にお住いの方に限ります）

- (7) 災害による被害にあった方 ※(7)または(8)に該当する場合は、にかほ市健康推進課
- (8) お住いが住所地と異なる方 (スマイル及び金浦・象潟保健センター)への申請が必要となります。

住所地外接種を申請される方は、住所地から送付されている、「4回目接種券」をご持参ください。

■接種を受けた後に副反応が起きた場合の『予防接種健康被害救済制度』

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすることができないことから、国による救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

厚生労働省 HP →

